

# **見附市地域公共交通利便増進実施計画**

令和7年10月

## <目 次>

---

<b>第1章 計画の目標と基本方針</b>	3
1.1 計画の目的	4
1.2 計画の対象区域と期間	4
1.3 移動サービスの役割と目指す移動サービス体系の整理	5
1.3.1 各移動サービス・移動手段の役割	5
1.3.2 目指す移動サービスの体系	6
<b>第2章 計画の具体目標</b>	7
2.1 見附市地域公共交通計画の具体目標	8
<b>第3章 利便増進事業の全体計画</b>	9
3.1 利便増進事業事業	10
3.2 見附市地域公共交通計画に定めた施策と利便増進事業の対応	11
<b>第4章 利便増進事業</b>	12
4.1 路線バス運行エリアのデマンド型乗合タクシーへの転換	13
4.2 デマンド型乗合タクシーとコミュニティバスとの通し運賃制度の導入	17
<b>第5章 【参考】協議中の事業の概要</b>	21
5.1 デマンド型乗合タクシーへの予約システム導入	22
5.2 地域間幹線系統路線へのキャッシュレス決済の導入	23
5.3 夜間の乗用タクシー事業を補完する交通モードの導入	24

## 第1章 計画の目標と基本方針

## 1.1 計画の目的

---

見附市では、これまでに市街地を循環するコミュニティバス、市街地と周辺地域を結ぶデマンド型乗合タクシーと路線バス、周辺市などの広域を結ぶ路線バスと鉄道と、それぞれの役割を明確にすることで公共交通の運行効率化と市民の自由な移動の確保を図ってきました。

しかしながら、コミュニティバスの利用者は増加しているものの、路線バスの利用者は減少傾向にあり、バス路線の減便や廃止などにより市街地と周辺地域とで公共交通の利便性の格差が生じています。

また、今後ますます進展する高齢化や、公共交通の運転手不足の深刻化など、公共交通を取り巻く環境が変化しています。

そこで、これらの社会状況の変化を見据えながら、まちづくり等の地域戦略と一体となった持続可能な公共交通網を構築するため、令和3年度に「見附市地域公共交通計画」を策定しました。

本計画は、見附市地域公共交通計画に基づき、目指す都市像である「スマートウエルネスみつけ」に向けて、「住んでいるだけで健やかに幸せに暮らせるまち」の実現に向けたアクションプランとして、公共交通の利便性向上による利用促進を図るための具体的な事業を定めたものです。

## 1.2 計画の対象区域と期間

---

○対象区域：見附市全域

○対象期間：2025年10月(令和7年10月)から2027年3月(令和9年3月)までの1年6ヶ月間

## 1.3 移動サービスの役割と目指す移動サービス体系の整理

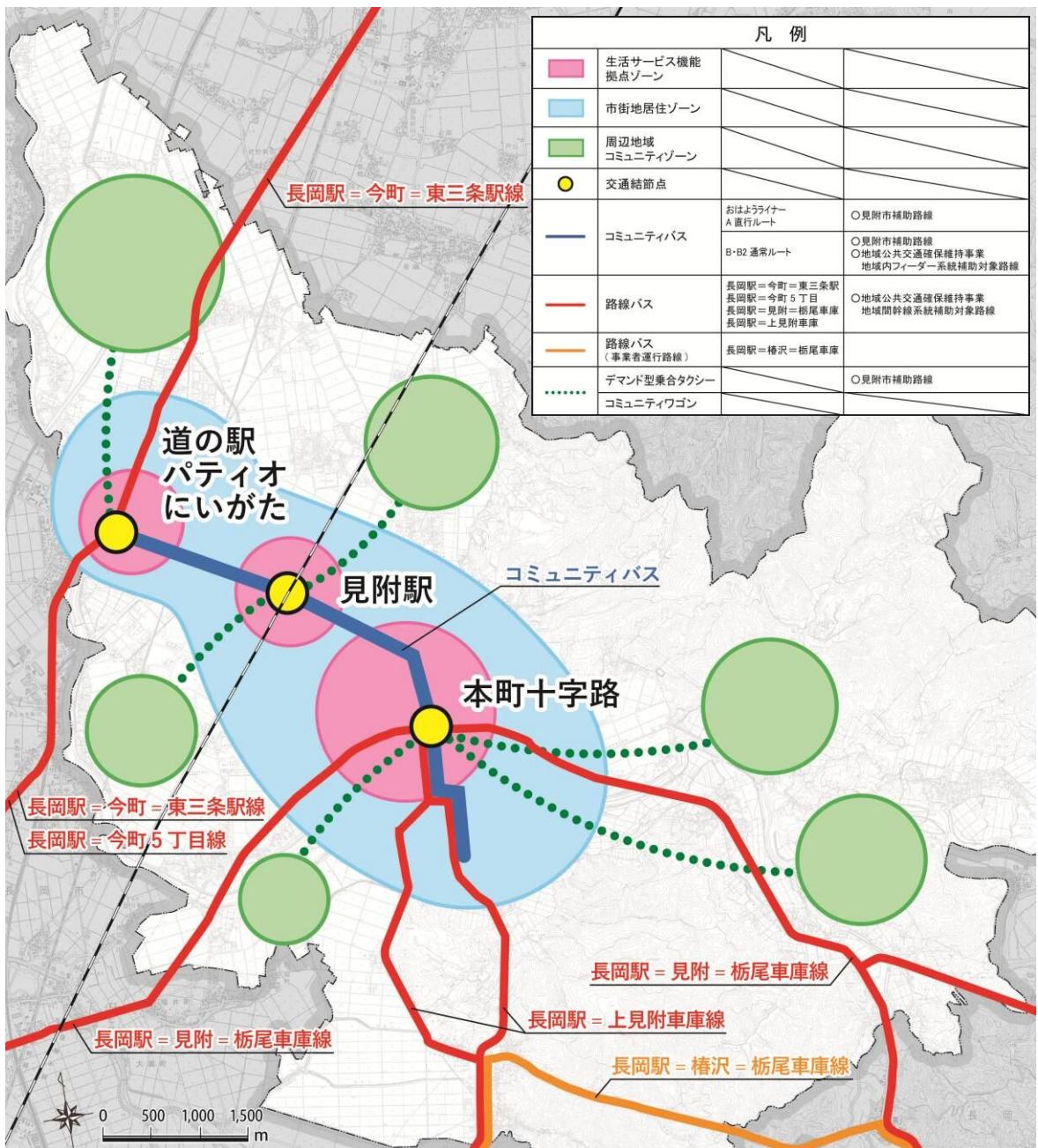
### 1.3.1 各移動サービス・移動手段の役割

表 各移動サービス・移動手段の役割

エリア	交通手段	役割
市街地	コミュニティバス	○市街地を中心とした生活サービス機能拠点を結ぶルートを運行し、市街地内における基幹路線として、市内の通勤・通学、日常生活における移動や観光客の移動を担っています。
	レンタサイクル	○環境や健康への意識を促進するだけでなく、観光利用等を中心に気軽に街中を周遊する際の移動を担っています。
周辺地域	デマンド型乗合タクシー	○バスが運行していない公共交通空白地域の解消を目的として、今町田園地区や新潟地区等の一部地域と市街地間を結ぶことで、鉄道や路線バスでは移動できない地域における移動を担っています。
	路線バス	○見附駅や道の駅パティオにいがたを含む市街地周辺と田井地区等の地域生活拠点間を結び、市内における基幹路線として、通勤・通学、日常生活における移動を担っています。
	コミュニティワゴン	○運転業務や運行計画を各地域コミュニティが実施する中で、各地域と市街地を結ぶ定期運行や、地域のイベントでの送迎として地域の実情に合った細かな移動を担っています。
広域	路線バス	○市外(長岡市・三条市)への通院、通勤、通学、買い物等の広域的な移動を担っています。
	鉄道	○信越本線が見附駅に停車しており、長岡市や新潟市等の近隣市町村と本市を結ぶ広域的な移動を担っています。

### 1.3.2 目指す移動サービスの体系

- 「住んでいるだけで健やかに幸せに暮らせるまち」の実現を目指し、自家用車に頼らなくても、公共交通を利用して歩いて暮らせるまちづくりを推進します。
  - 多様な公共交通サービスが、それぞれの特性に応じて役割を分担し、連携し合うことで、効率的かつ利便性の高い公共交通網の形成を図ります。



## 図 移動サービスの体系図

## 第2章 計画の具体目標

## 2.1 見附市地域公共交通計画の具体目標

---

○見附市地域公共交通計画では、公共交通の課題等を踏まえて以下の3つの目標を設定しています。

### 1. スマートウェルネスシティの推進

- ・「住んでいるだけで健やかに幸せに暮らせるまち」を実現するためのエンジンとして、市民が自由に移動できる公共交通網を形成します。
- ・見附市内を運行する各公共交通の特性に合わせて役割を分担し、連携を強化することで、効率的かつ利便性の高い公共交通網を目指します。

### 2. 公共交通の魅力を高める環境づくり

- ・バリアフリー化、安全対策などのハード面の整備を進め、誰もが利用しやすい公共交通を目指します。
- ・市内公共交通の共通時刻表の作成や、Webでの運行情報提供の改善など、利用しやすい公共交通の情報提供を目指します。

### 3. 公共交通を支えるシステムづくり

- ・市民への公共交通の利用促進を継続的に行い、長期的に持続可能な公共交通を目指します。
- ・自家用車から公共交通への転換を促進します。
- ・運賃収入以外の収入源を確保し、公共交通運営の安定化を図ります。

## 第3章 利便増進事業の全体計画

### 3.1 利便増進事業事業

イ. 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

① 旅客鉄道、旅客軌道、乗合バス・タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更

『事業例』

- ・バス路線の幹線と支線の分割
- ・市街地中心部のバス路線の集約化
- ・中心市街地を回遊できるバスの新設 など



② 次に掲げる事業の転換又は自家用有償旅客運送から道路運送事業※への転換

- (i) 旅客鉄道又は旅客軌道から道路運送事業（路線バス・一般タクシー）へ転換
- (ii) 一の種類の道路運送事業（路線バス・一般タクシー）から他の種類の道路運送事業へ転換
- (iii) 一の種類の旅客船（定期航路事業）から他の種類の旅客船（定期航路事業）へ転換

- ・自家用有償旅客運送から路線バス・一般タクシーへの転換 など



③ 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更

『事業例』

- ・交通空白地における自家用有償旅客運送の新規導入
- ・自家用有償旅客運送の区域の拡大 など



ロ. 地方公共団体が地域公共交通の利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するものとするもの

① 運賃又は料金の設定

『事業例』

- ・定額制乗り放題運賃
- ・通し運賃 など



② 運行回数又は運行時刻の設定

『事業例』

- ・等間隔運行やパターンダイヤ など



③ 共通乗車券の発行

『事業例』

- ・電車・バス一日乗り放題切符、観光周遊フリーパスの発行 など



ハ. イ～ロに掲げる事業と併せて行う以下の事業（施行規則 § 9の3）

『事業例』

- ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善
- ② 交通結節施設における乗降場の改善
- ③ 乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
- ④ ICカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他の運賃又は料金の支払いの円滑化
- ⑤ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入
- ⑥ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する措置
- ⑦ ①～⑥に掲げる事業の他、地域公共交通の利用を円滑化するための措置

※ 道路運送事業：一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業

図 地域公共交通利便増進事業

出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き別冊（第4版 令和5年10月）

### 3.2 見附市地域公共交通計画に定めた施策と利便増進事業の対応

施策番号	施策名	利便増進事業対象	協議済み利便増進事業※1	【参考】協議中の利便増進事業※2	事業概要	要調整関係者
①-1	要望が多い時間帯の増便					
①-2	(コミュニティバス)ニーズを踏まえた運行内容の見直し					
②-1	コミュニティバスとの接続改善					
②-2	(路線バス)ニーズを踏まえた運行内容の見直し	イ-②-( ii )	○	越後交通(株)廃止路線沿線エリアについて、デマンド型乗合タクシー運行エリアに設定	・越後交通(株) ・見附タクシー協議会 ・地域住民	
③-1	分かりやすい情報提供の実施					
③-2	効率的で持続可能な運行内容への見直し	ハ-⑦		○ デマンド型乗合タクシーに予約システムを導入	・見附タクシー協議会 ・地域住民	
④-1	夜間の移動サービスの確保に向けた実証及び検討	イ-③		○ 夜間の乗用タクシー事業を補完する交通モードの導入	・見附タクシー協議会 ・地元飲食店舗	
④-2	夜間タクシーの維持に向けた支援					
⑤-1	コミュニティワゴン事業の継続					
⑤-2	地域コミュニティでの活用促進					
⑥-1	各公共交通の接続改善					
⑥-2	交通結節点の機能強化					
⑦-1	低床バスの導入					
⑦-2	低床バス走行ルートの優先的な補修修繕					
⑧-1	車外ラッピングの継続					
⑧-2	車内展示イベントの実施					
⑨	見附駅周辺整備					
⑩-1	自転車走行空間の整備					
⑩-2	車両誘導看板の整備					
⑪-1	PIPPAの導入					
⑪-2	レンタサイクル事業の継続検討					
⑫-1	Webでの運行情報提供の改善					
⑫-2	電子決済の導入検討	ハ-④		○ 地域間幹線系統路線へのキャッシュレス決済の導入	・越後交通(株)	
⑫-3	GTFSデータの整備					
⑫-4	共通時刻表の作成					
⑬-1	広報やコミュニティかわら版でのPR					
⑬-2	出前講座等の実施					
⑬-3	運転免許返納者への支援継続					
⑬-4	小中学生の公共交通利用促進施策					
⑭-1	地域事業者と連携した利用促進					
⑭-2	イベントと連携した利用促進					
⑮-1	適正な運賃のあり方検討	ロ-①	○	デマンド型乗合タクシーとコミュニティバスとの通し運賃制度の導入	・越後交通(株) ・見附タクシー協議会 ・地域住民	
⑮-2	広告掲載の継続					
⑯	ドライバーへの資格取得・確保支援					
⑰-1	自家用車やコミュニティワゴン等を用いたライドシェア制度検討					
⑰-2	自動運転バスの研究					
⑰-3	地域資源の活用(企業送迎バスやスクールバスの活用)検討					

#### ※ 1 利便増進事業

要調整関係者と協議が整い、事業実施を行う了承が得られた利便増進事業

#### ※ 2 協議中の事業

要調整関係者との協議中、または実証実験等を行い検討を進めている利便増進事業

## 第4章 利便增進事業

## 4.1 路線バス運行エリアのデマンド型乗合タクシーへの転換

---

### (1) 対応する利便増進事業

- イ-②-(ii). 一の種類の道路運送事業（路線バス・一般タクシー）から他の種類の道路運送事業へ転換

### (2) 目的

- 越後交通（株）が運行する「上見附車庫前＝浦瀬・新町＝長岡駅東口線」について、「田井-熱田」区間が2025年10月1日に運行を終了する予定となっています。  
⇒運行終了区間について、デマンド型乗合タクシーを新たに導入することにより、地域住民の移動の足の継続的な確保を図ります。
- デマンド型乗合タクシーに転換し、従来のサービスレベル（4本/日）と比較してサービスレベルを向上（7本/日）させることで、利用者の利便性の向上を図ります。
- 併せて、街中の停留所を従来よりも増加させることで、利用者の目的地の選択肢を広げ、利便性の向上を図ります。
- 地域間幹線系統（越後交通（株）が運行するバス路線）の停留所にて乗降可能な運行エリア設定とし、路線バスに乗り継いで移動する利用者の需要を取り込むなかで、地域間幹線系統の利用促進を図ります。

### (3) 事業の内容

- 越後交通（株）廃止路線沿線エリア（耳取・鳥屋脇・山崎）について、新たにデマンド型乗合タクシーの運行エリア（葛巻地区ルート）に設定します。

### (4) エリア設定と運賃設定の考え方

#### a) エリア設定の考え方

- 本事業における運行エリア設定の考え方は次ページに示します。

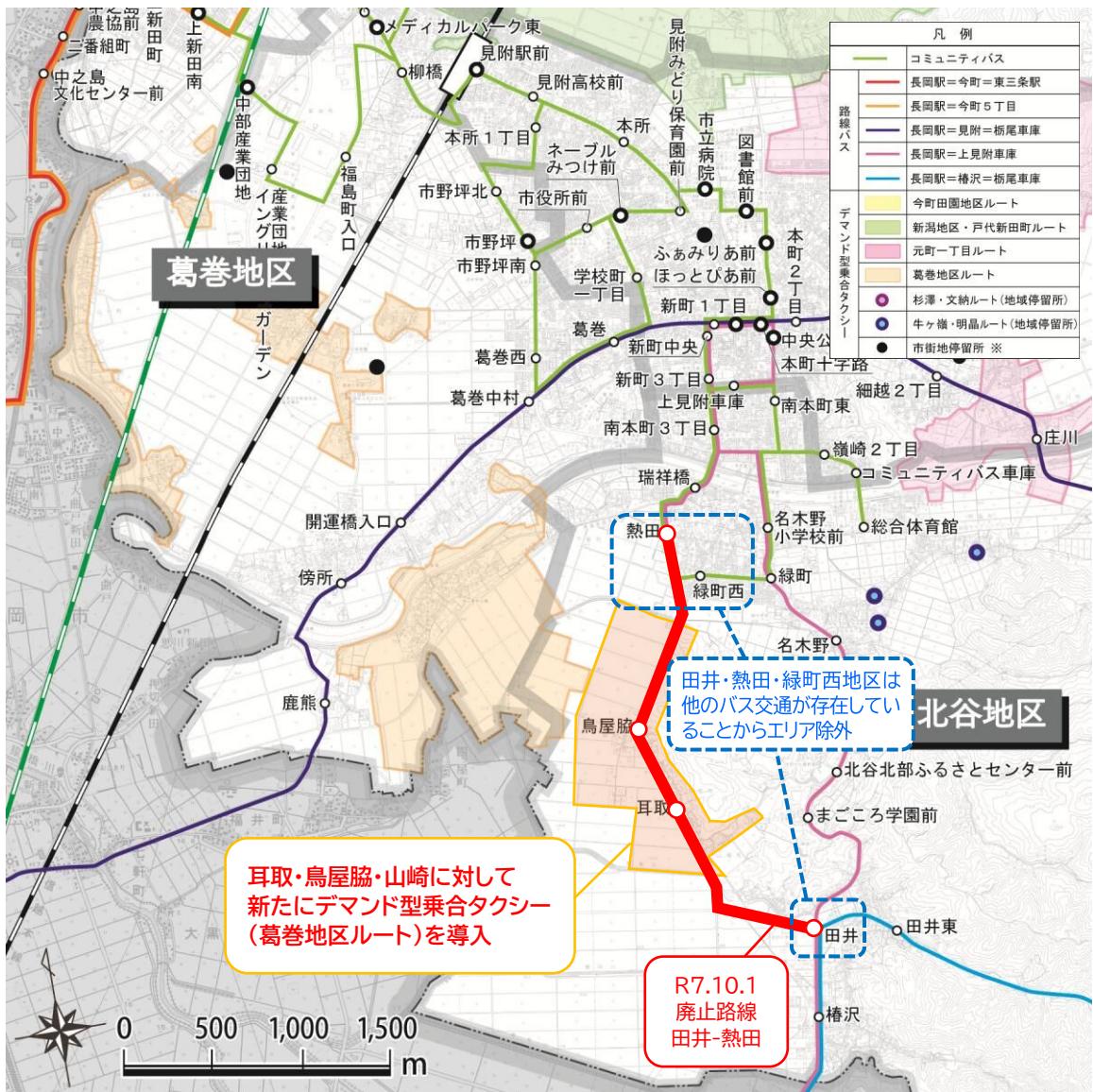


図 デマンド型乗合タクシーへの転換エリア

### b) 運賃設定の考え方

○現在運行しているデマンド型乗合タクシーの内、葛巻地区ルートと同一の運賃を導入します。

運賃	大人(中学生以上)	300円(乗合予約で200円)
	小学生	150円(乗合予約で100円)
	未就学児	無料

### c) 運行事業者

○本事業で新たに設定するデマンド型乗合タクシーの運行エリア（葛巻地区ルート）については、中越交通株式会社を運行事業者として実施します。

## (5) 事業の実施スケジュール

○事業実施は令和7年度中を目指し、以下のようなスケジュールで実施します。

項目	令和7年度												令和8年度 4月~3月
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
エリア・運賃設定の決定	→												
運行事業者協議	→												
見附市公共交通活性化協議会			●										
市民への広報活動			—				→						
事業開始						●						→	

## (6) 事業の効果

事業の効果	評価指標	目標値
<ul style="list-style-type: none"><li>・従来、越後交通(株)の運行する路線バスが走行していたエリアについて、継続的に地域の移動の足の確保が図れます。</li><li>・デマンド型乗合タクシーは利用時に予約が必要ではあるものの、従来のサービスレベル(4本/日)と比較してサービスレベルが向上(7本/日)し、利用者の利便性の向上が図れます。</li><li>・街中での停留所が増加することにより、利用者の目的地の選択肢が広がることで、利便性の向上が図れます。</li></ul>	対象エリアにおける公共交通カバー率	100%

## (7) 事業の実施に必要な資金の調達方法

- 従来、越後交通（株）の廃止路線（本事業における該当路線）に対して本市が負担していた補助金額相当分を充当するため、追加資金は不要。
- 計画前総事業費

デマンド型乗合タクシー総事業費約 7,000 千円（内自治体負担額 7,000 千円）  
総事業費のうち葛巻地区運行総事業費約 150 千円
- 計画後総事業費

デマンド型乗合タクシー総事業費約 7,400 千円（内自治体負担額 7,400 千円）  
総事業費のうち葛巻・耳取地区運行総事業費約 550 千円

## (8) 見附市による支援の内容

### a) 各ステークホルダーとの協議・調整

- 各事業のステークホルダーとの調整協議を行い、事業者等の要望や意向をよく把握しながら事業を進めます。
- 運賃について、従来の路線バス利用時の運賃（耳取-上見附車庫：240 円）よりも高い金額（デマンド型乗合タクシー：300 円）となることから、地域住民に対して丁寧な説明を行い、理解を得ながら事業を進めます。

### b) 運行経費の確保

- 本市の公共交通網を確保、維持していくため、今後も国の補助金等を活用しながら持続的な運行体制及び資金の確保を行います。

### c) 公共交通の案内の強化

- Web での運行情報「見附市コミュニティバスナビゲーション」やGTFS データの整備等を実施し、今後も利便性向上に係る公共交通の案内の強化を実施します。

## 4.2 デマンド型乗合タクシーとコミュニティバスとの通し運賃制度の導入

---

### (1) 対応する利便増進事業

- ロ-①. 運賃または料金の設定

### (2) 目的

○現在、デマンド型乗合タクシーの利用者がコミュニティバスに乗り継いで市内を周遊する場合、デマンド型タクシーの運賃に加えてコミュニティバスの運賃も必要となる状況にあります。

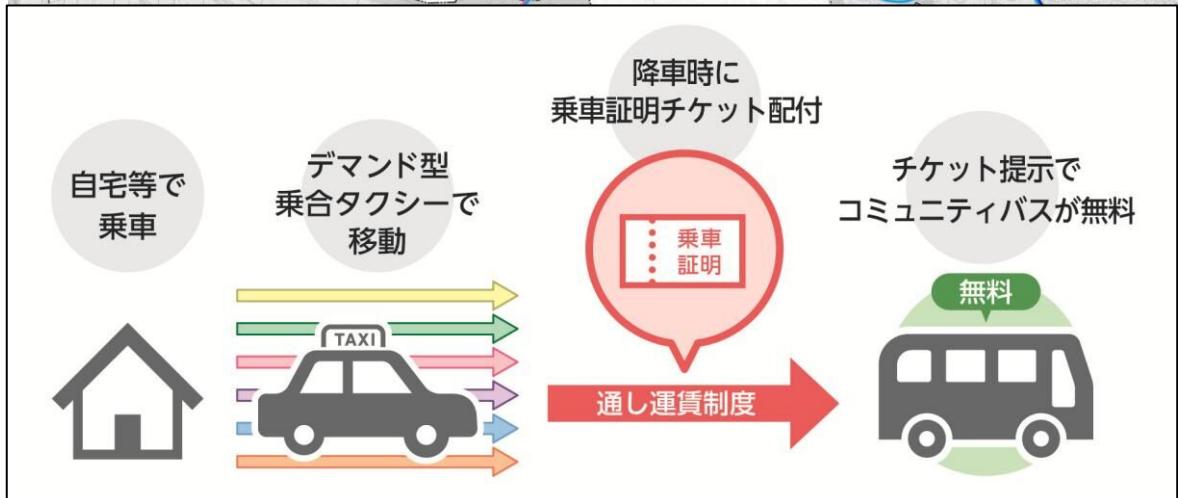
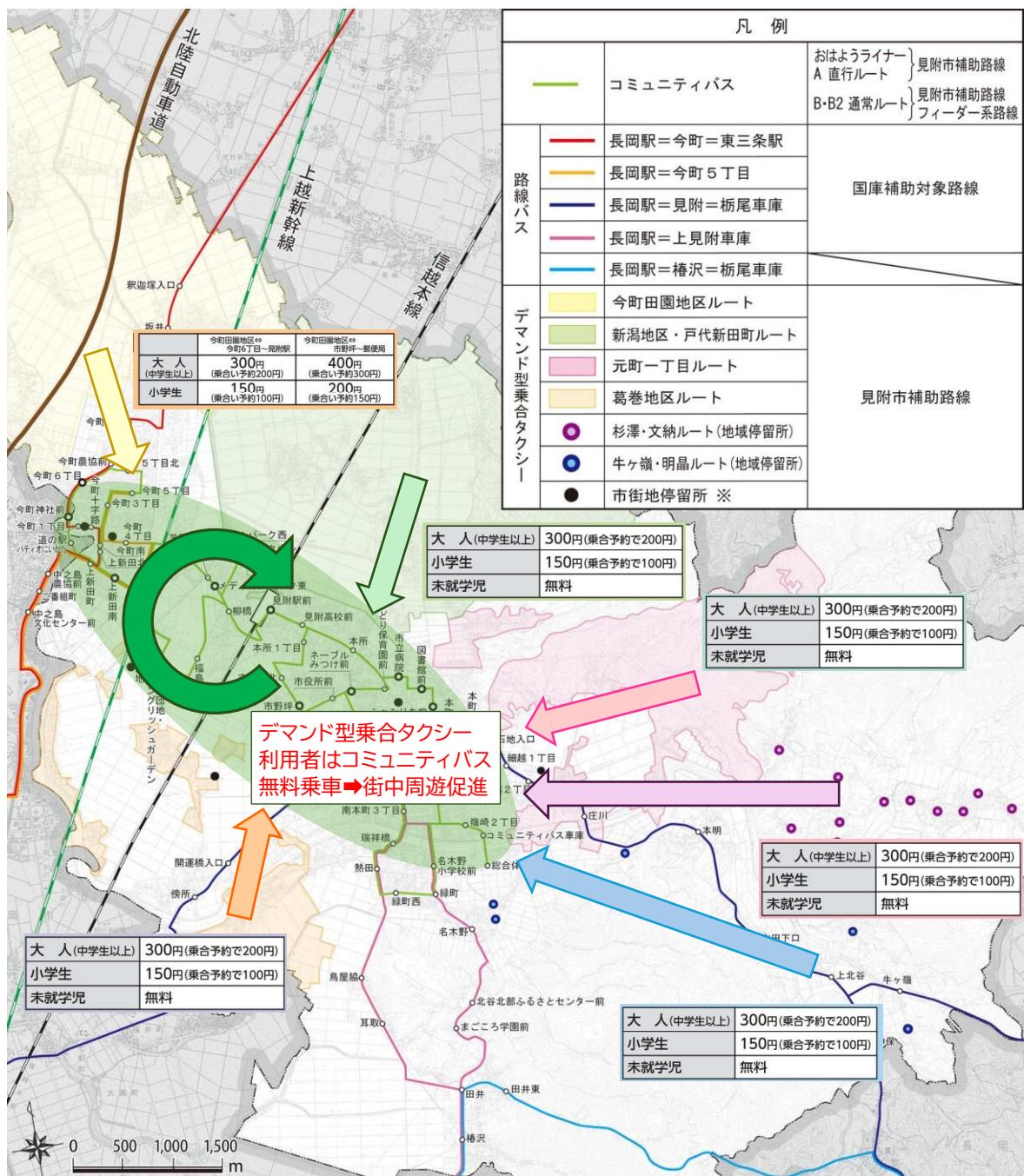
⇒デマンド型乗合タクシーとコミュニティバスとの通し運賃制度を導入することにより、デマンド型乗合タクシー利用者の負担軽減並びに街中の周遊性の向上を図ります。

### (3) 事業の内容

○デマンド型乗合タクシーの利用者に対してデマンド型乗合タクシー乗車証明チケットを配布し、このチケットの提示によってコミュニティバスに無料で乗車できる運賃制度を導入します。（デマンド型乗合タクシーとコミュニティバスの通し運賃制度）

### (4) 運賃設定の考え方

○本事業における運賃設定の考え方は次ページに示します。



## デマンド型乗合タクシーの通し運賃導入

## (5) 事業の実施スケジュール

○事業実施は令和 8 年度中を目指し、以下のようなスケジュールで実施します。

項目	令和7年度											令和8年度	
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月～3月	
通し運賃設定の決定				→									
運行事業者協議					→								
見附市公共交通活性化協議会									●				
市民への広報活動									→				
事業開始								●	→				

## (6) 事業の効果

事業の効果	評価指標	目標値
・通し運賃制度の導入により、デマンド型乗合タクシー利用者が街中を周遊する際の経済的負担が軽減され、街中の周遊の促進が図れます。	デマンド型乗合タクシー運行地域における公共交通満足度 (令和 6 年度市民アンケート結果: 60.5% ※旧庄川地区・北谷地区・上北谷地区・葛巻地区・新潟地区における集計結果)	対令和 6 年度比で増加※ ※令和 8 年度実施予定の市民アンケートにおける公共交通満足度が、対令和 6 年度市民アンケート比で増加

## (7) 事業の実施に必要な資金の調達方法

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金制度による補助金を使用するため、追加資金は不要。

### ○計画前総事業費

- ・運行経費約 79,000 千円、運賃収入約 14,000 千円、国補助額約 4,000 千円  
自治体負担額約 61,000 千円

### ○計画後総事業費

- ・運行経費約 79,000 千円、運賃収入 13,950 千円、国補助額約 4,000 千円  
自治体負担額約 61,050 千円

## (8) 見附市による支援の内容

### a) 各ステークホルダーとの協議・調整

○各事業のステークホルダーとの調整協議を行い、事業者等の要望や意向をよく把握しながら事業を進めます。

### b) 運行経費の確保

○本市の公共交通網を確保、維持していくため、今後も国の補助金等を活用しながら持続的な運行体制及び資金の確保を行います。

### c) 公共交通の案内の強化

○Web での運行情報「見附市コミュニティバスナビゲーション」や GTFS デー

タの整備等を実施し、今後も利便性向上に係る公共交通の案内の強化を実施します。

○市の広報媒体等を通じて本事業を周知し、利用の促進を図ります。

## 第5章 【参考】協議中の事業の概要

## 5.1 デマンド型乗合タクシーへの予約システム導入

### (1) 対応する利便増進事業

○ハ-⑦. 地域公共交通の利用者の利便に資する措置

### (2) 事業の内容

○現状、デマンド型乗合タクシーについては運行内容や運行自体を知らない人が多く、利用が一部の人に限られています。また、デマンド型乗合タクシーを予約する際には、出発時間の1時間前までに電話にて予約を申し込む必要がある他、予約受付時間が午前7時～午後7時までに限られています。  
⇒予約システムを導入することにより、効率的かつ利便性の高い運行による利用者の増加、定着を図ります。

### (3) 実施スケジュールと体制

施策	R7	R8	備考
デマンド型乗合タクシーに予約システムを導入	適宜検討実施	適宜検討実施	R7より適宜検討・実施
実施主体:見附市地域公共交通活性化協議会、見附タクシー協議会			



図 WEB予約フォームを使用する場合の予約方法イメージ

※参考：見附市夜間オンデマンド乗合タクシー

## 5.2 地域間幹線系統路線へのキャッシュレス決済の導入

### (1) 対応する利便増進事業

- ハ-④. ICカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他の運賃又は料金の支払いの円滑化

### (2) 事業の内容

- 見附市では現在、市内を運行する路線バスがキャッシュレス決済に対応していないため、越後交通株式会社にて導入を進める路線バスのモバイル乗車券について、同社が運行主体として見附市内を運行する地域間幹線系統路線の車両への導入にかかる費用に対し、金銭的補助施策を実施します。  
⇒キャッシュレス決済の導入を促進することにより運行利便性を高めることで、利用者の増加、定着を図ります。

### (3) 実施スケジュールと体制

施策	R7	R8	備考
地域間幹線系統路線へのキャッシュレス決済の導入	事業者との協議・検討	導入(補助実施)	R7までの事業者との協議・検討内容を踏まえ、R8年度以降で導入に対する金銭的補助を実施
実施主体:見附市地域公共交通活性化協議会、越後交通株式会社			



図 越後交通運行路線におけるスマホ定期券導入

※参考：越後交通株式会社公表資料

## 5.3 夜間の乗用タクシー事業を補完する交通モードの導入

### (1) 対応する利便増進事業

○イ-③. 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更

### (2) 事業の内容

○コロナ禍の影響やタクシー運転手の不足により、主に夜間を中心として、地域経済や夜間の市民の足の確保に影響が出ていることから、夜間のタクシー運転手や車両の確保を行うと共に、不足するタクシーを補完する新たな仕組みの導入を図っていく必要があります。

⇒道路運送法第78条第2号「自家用有償旅客運送」を法的根拠としながら、夜間の乗用タクシー事業を補完する交通モードの導入を図ります。

### (3) 実施スケジュールと体制

施策	R7	R8	備考
夜間の乗用タクシー事業を補完する交通モードの導入	実証実験	適宜検討	R7までの実証実験結果を踏まえ、R8年度以降で実施に向け適宜検討
実施主体:見附市地域公共交通活性化協議会、見附タクシー協議会			



図 見附市夜間 AI オンデマンド乗合タクシー実証運行実験  
※参考：見附市夜間オンデマンド乗合タクシー